

中東知的財産ニュースレター Vol.61

スペシャルレポート (GCC 特許の新制度)

GCC 特許庁による新規特許出願受付停止と今後の運用

20 年余りの期間にわたって GCC 特許出願の運用と処理に携わってきた経験を踏まえ、湾岸協力会議 (GCC: Cooperation Council for the Arab States of the Gulf) の首脳会議は、2021 年 1 月 5 日に開催された第 41 回会議において、湾岸協力会議の特許制度 (特許法) に関する一連の改正を承認し、GCC 特許庁は同日付で新規出願の受付を停止した。

4 か月後、新たな GCC 特許法が 2021 年 4 月 11 日付の「公報第 22 号」により公表され、多くの規定の改正や差替が明らかになった¹。最も重要な点は、第 1 条の 2 およびそこに含まれる様々な規定の導入にある。これにより GCC 特許庁は、GCC 諸国の国内当局の依頼に応じて新たな特許出願を受け付けることが可能になるとともに、審査を行うこともできるようになった。依頼を行った一または複数の国の国内当局が承認しない限り、GCC 特許庁が特許を付与することはない。また、いかなる場合にも、GCC 特許に基づく権利を行使できるのは前記の一または複数の国においてのみである。この点は従来とは全く異なっており、我々がこれまで馴染んでいた GCC の特許出願制度の真逆とさえ言える。従来は、GCC 特許庁が GCC 出願の受付、審査および特許付与を独自に行っており、これら GCC 出願は GCC に加入している 6 つの国すべてにおいて有効であった。

以上の改正に基づき、新規出願の受付については以下の条件が適用されることになる。

- GCC 特許庁は、専ら加盟国からの依頼に基づき、特許出願の受付および処理、同庁による審査、手続を経て特許を付与する。
- GCC 特許の付与には加盟国の承認を要する。
- 付与された特許は、依頼を行った加盟国のみにおいて効力を発生する。

GCC 特許法の第 32 条は、商業協力委員会 (Commercial Cooperation Committee) が同法の施行規則を発布すると規定している。同委員会は同条の規定に準拠し、2021 年 6 月 27 日に実施された第 60 回会議において、GCC 特許制度 (特許法) に関する施行規則の改正を承認した。

こうして改正された施行規則、すなわち「改正 GCC 特許法実施細則」 (Implementing Bylaws of the amended GCC Patent Law) は、2021 年 11 月 1 日付の「GCC 事務局公報第 25 号」において公表され²、改正法と同日の 2022 年 2 月 1 日に施行されている³。

¹ 条文の英訳は、JETRO ドバイ中東アフリカ IP 情報 2021 年 6 月 8 日を参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/ip/ip_gcc_210608.pdf

² [AcrobatDocument.pdf \(jetro.go.jp\)](#)

現在のところ、GCC加盟国における特許保護を求める出願人は、従来と同様、各国の特許当局に対し直接に出願書類を提出することができる。

さらに、幸いにもGCCの6つの加盟国はいずれもパリ条約および特許協力条約(PCT)の締約国となっているため、出願前12か月以内に提出された先行出願に基づく優先権を主張したり、30か月の期限が満了する前にPCT出願を各加盟国の国内段階に移行させたりすることも可能である。

これとは別に、新たな実施細則は新設される委員会および機関の役割、業務のプロセス、適用法規、各国の当局とGCC特許庁との関係といった事項を規定し、説明している。今回の改正の趣旨を理解し、施行規則にどのような内容を期待すべきかを把握する上で、上記の説明は必ず役立つはずである。改正法によれば、新法の採択前に提出された特許出願を処理する仕組みの創設と「不服審査委員会」の設立に関する責務と並行して、上述の業務も新たに設立された商業協力委員会の所管事項となるはずである。

施行規則を深く読み込むことにより、特許出願の受付と処理、審査および特許付与に関する改正規定(第9条、10条、15条、21条、22/14条、24/3条、24/4条)を明瞭に省察することが可能になる。

GCC 特許出願の整理番号(第9条)

「実施細則」は国内の特許当局に選択権を与えており、各国の当局はその選択権に従い、出願、審査および/または特許付与を行う当局の役割をGCC特許庁に委ねることを選択できる。所定の出願料が支払われると、出願書類が提出された日時に従って、特許出願に整理番号が付される。この手続は従来よりも効率的であるように思われる。特定の出願にただ1つの出願番号が割り当てられるからである。

選択できる役務(出願の受付、審査、特許付与)(第10条)

「実施細則」は国内の特許当局に選択権を与えており、各国の当局はその選択権に従い、出願、審査および/または特許付与を行う当局の役割をGCC特許庁に委ねることを選択することができ、GCC特許庁は、要求された役務に基づき、以下に従って出願を処理する。

1. 出願受付業務のみ：GCC特許庁が特許出願を受け付け、GCC特許制度(特許法)および特許法施行規則の規定に従って方式審査を行った上で――出願の登録日から120日以内に――この役務を選択した国の管轄当局に出願を付託し、国内の当局は自国の法に従って出願を処理する。この役務は、GCC特許庁と当該国の管轄当局との間で承認された手順に従って行われる。

³JETRO注：同実施細則には、官報に掲載されてから3ヶ月後に発効されると序文に記載があるため、官報掲載日の2021年11月1日から3ヶ月後の2022年2月1日に発効している。なお、関係各所にヒアリングした結果、2022年2月23日時点で、新制度の運用は開始されていない。実際の運用が始まる見通しも不透明な状況である。

2. 出願受付業務および実体審査業務（その全部または一部）：GCC 特許庁は出願の方式審査を行い、GCC 特許制度（特許法）および特許法施行規則に規定された形式的要件を当該出願が満たしていた場合、GCC 特許制度（特許法）および特許法施行規則に定める特許付与の条件を完備しているか否かを確認するため、出願の実体審査が行われる。適正な（適法な）特許付与の条件が満たされている場合、GCC 特許庁はその旨を国内の管轄当局に通知する。ただし、特許付与の可能性に関して何らかの意見が管轄当局の側にある場合、管轄当局は、前記の通知から 30 日以内に、情報提供を行う義務を負う。管轄当局に特に意見がない場合や当局が所定の期間内に応答しなかった場合、GCC 特許庁は当該出願を――審査段階の終了から 30 日以内に――国内の管轄当局に付託し、国内当局は自国の法に従って特許付与の査定を通知する手続を完了し、特許の維持および維持年金の徴収に関して適正な（適法な）手続をとる。
3. すべての役務（出願受付、審査および特許付与）：GCC 特許庁が、GCC 特許制度（特許法）および同法施行規則の規定に従って特許出願を処理する。特許付与の条件が満たされている場合、出願は以下の手順に従って処理される。
 - a) GCC 特許庁が、これら役務のために特に策定された手順および形式に従い、出願が特許付与の条件を満たしている旨を当該国の管轄当局に通知する。
 - b) 管轄当局は、GCC 特許庁が通知を交付した日付から 90 日以内に、GCC 特許庁に情報提供を行わなければならない。
 - c) 当該国の管轄当局が特許付与を承認した場合、GCC 特許庁は特許付与の査定を発行する。
 - d) 管轄当局が上記の期限までに情報提供をしなかった場合、当局は特許付与を承認したものと見なされ、GCC 特許庁は特許付与の手続を完了させることになる。
 - e) 管轄当局が上記の期限までに情報提供を行い、その情報に特許付与の査定を承認できない旨と承認できない理由が示されている場合、GCC 特許庁は出願拒絶の査定を発行する。
 - f) 特許保護が及ぶ範囲は、出願受付、審査および特許付与の業務を GCC 特許庁に代行させることを選択し、自国の管轄当局が特許付与を承認した国の領域内とする。
 - g) GCC 特許庁は、上の 1, 2 の規定に従って当該国の管轄当局に出願を付託するとともに、出願人に対し、管轄当局に出願が付託される GCC 加盟国それぞれにおいて正当な権限を有する代理人を指名するよう指示する。ただし、出願人が当該国の国内に居所を有している場合はこの限りではなく、その処遇は各国の国内法に従うものとする。

国家安全保障にかかわる発明（第 15 条）

GCC 特許庁は、事前に当該役務の委託を選択した加盟国の管轄当局に通知しない限り、加盟国の国家安全保障に関係する出願を審査することはない。また、従来とは異なり、そのような審

査は極秘裏に行われる。そのため、こうした出願には公開料が課されず、方式審査と実体審査を経て特許が付与されることになる。

この場合、当該国の管轄当局は、GCC 特許庁が交付した通知の日付から 90 日以内に、国家安全保障に関して特に求められる手続と関連技術分野を GCC 特許庁に通知するものとする。このような通知がない場合、GCC 特許庁が当該出願の審査を実施することを当該国が承認したものと見なされる。

公報の発行（第 21 条）

GCC 特許庁は、自らが発行した特許を掲載した公報を定期的に刊行する。この公報には、出願番号、明細書（当初に提出された書式のまま掲載）、調査報告書、審査報告書等が記載される。さらに、GCC 特許庁に役務の代行を依頼した GCC 加盟国の名称や、以上の情報の更新も公報に記載される。

特許の表紙（第 22/14 条）

改正法の下では、GCC 特許庁が発行する特許の最初のページには、他の情報に加えて GCC の特許保護が適用される一または複数の国の名称が必ず記載されることになった。

特許維持年金（第 24/3 条、24/4 条）

GCC に加盟している一または複数の国が、出願、審査および特許付与（役務全般）を管轄する当局としての行為を GCC に代行させることを選択した場合、GCC 特許庁は、付与された特許の維持年金を前記の一または複数の国に送付しなければならない。あるいは、前記の一または複数の GCC 加盟国が、各自の国内法に従い、当該国の管轄当局に出願が付託された時点以降に発生した維持年金を自ら徴収する。当該国の要請により事前に徴収された維持年金がある場合、GCC 特許庁は当該国の管轄当局にその旨を通知する。

料金の引上げ

今回の改正は料金表にも及んでおり、特許調査に課される公定料金の引上げ（出願人が個人の場合はサウジアラビア・リヤル建てで 100 リヤルから 1000 リヤルに、企業の場合は 200 リヤルから 2000 リヤルに値上げ）を実施する一方で、特許出願料の引下げ（出願人が個人の場合は 2000 リヤルから 1500 リヤルに、企業の場合は 4000 リヤルから 3000 リヤルに値下げ）を行うことが規定されている。それ以外の料金は従来のみままで変更はない。

	2000 年 GCC 細則 (旧法実施規則)	2021 年 GCC 細則 (改正法実施規則)
特許調査料（出願人が個人の場合）	100 SAR	1000 SAR
特許調査料（出願人が企業の場合）	200 SAR	2000 SAR
特許出願料（出願人が個人の場合）	2000 SAR	1500 SAR
特許出願料（出願人が企業の場合）	4000 SAR	3000 SAR

※表中の「SAR」はサウジアラビア・リヤルの略。

以上の改正の結果として、今後、GCC 特許によってすべての GCC 加盟国に自動的に特許保護が適用されることはなくなる。このたびの GCC 特許法および同法施行規則の改正が、湾岸協力会議加盟国における特許の審査と付与に多大な影響を及ぼすことは間違いない。特に、これらの国々の大半で長期化が常態となっている審査や特許付与の手続の迅速化に関して、今回の改正による影響は見逃せない。

今回の改正に続く次の段階は、国内当局にとって試行段階ということになるだろう。それは同時に GCC 特許庁にとっても試行段階であり、この段階を経て、新たな制度が適正に機能し、所期の目標が達成できるか否かを GCC 特許庁が最終的に判断することになるだろう。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 61

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。